

○飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金交付要綱

平成24年3月30日

飯塚市告示第125号

改正 H25-16、H27-93、H28-71、H29-199

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への定住を促進し、もって活気に満ちた地域社会を築くため、本市に転入し住宅の新築又は購入をする者に対する飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金(以下「奨励金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 転入届を提出して本市に移り住むことをいう。
- (2) 世帯 本市の住民基本台帳に記録されている世帯をいう。
- (3) 個人住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、専ら自己の居住の用に供する家屋又は家屋の1区画のことをいう。
- (4) 併用住宅 1つの家屋に個人住宅部分及び店舗又は事務所の部分があり、それが一体として利用される家屋のことをいう。

(奨励金の交付)

第3条 市長は、次条に規定する交付対象者が転入し、住宅の新築又は購入をしたときは、予算の範囲内で、奨励金を交付することができる。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる条件の全てに該当する者とする。ただし、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に本市に住宅を新築し、又は購入し、かつ、その住宅の所在地に住所を有した者が転出し、3年経過後に再転入した場合は該当しないものとする。

(H27-93一改)

- (1) 平成29年4月1日から平成29年12月31日までの間に住宅を新築又は購入し、かつ、その住宅の所在地に転入すること。ただし、当該期間中の転入に当たり、その住宅の所在地でない住所地に転入するやむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(H25-16、H27-93、H28-71、H29-199一改)

- (2) 平成29年4月1日から平成29年12月31日までの間に転入した者であつて、転

入した日の前日から起算して前3年以上継続して本市以外の市町村(特別区を含む。)に住所を有していたこと。

(H27-93、H29-199一改)

- (3) 新築又は購入した住宅の所有者(共有者である場合を含む。)であること。
- (4) 奨励金の申請時点において、奨励金の対象となる住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員に、本市の市税の滞納がないこと。
- (5) 本市に定住を目的に転入し、新築又は購入した住宅において継続して5年を超えて定住する意思を有すること。
- (6) 交付対象者及び世帯の構成員に、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が含まれていないこと。

(奨励金対象費用)

第5条 奨励金の対象となる費用(以下「奨励金対象費用」という。)は、住宅の新築又は住宅の購入に要する費用から次に掲げる費用を差し引いた額(住宅が共有名義の場合は、申請に係る交付対象者の持ち分を乗じて得た額)とする。

- (1) 消費税
- (2) 地方消費税
- (3) 土地の取得に要する費用
- (4) 併用住宅にあつては、個人住宅を除いた部分に要する費用

(H29-199一改)

(住宅の新築又は住宅の購入に係る奨励金の額)

第6条 住宅の新築又は住宅の購入に係る奨励金の額は、奨励金対象費用に100分の10を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、当該金額が300,000円を超えるときは、300,000円とする。

(H29-199一改)

(交付の申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者は、飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請し、平成30年2月28日までに次条の規定による交付決定を受けなければならない。ただし、奨励金の交付申請は、1つの住宅登記に対し、1申請とする。

(H27-93一改、H29-199一改・繰上)

- (1) 同意書(様式第2号)
- (2) 住宅の新築又は購入に係る契約書の写し

- (3) 建物に関する登記事項証明書
- (4) 新築又は購入した建物の位置図及び全体写真
- (5) 誓約書(様式第3号)
- (6) その他市長が特に必要と認める書類等

2 共有名義の場合、他の共有名義者が第4条に規定する条件の全てに該当するときは、共有名義者の同意を得て、代表者が申請しなければならない。この場合において、当該代表者は、当該共有名義者の同意を得たことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付又は不交付を決定したときは、当該申請をした者(以下「交付申請者」という。)に対し、飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金交付決定通知書(様式第4号)又は飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金不交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定するときは、当該決定に条件を付すことができる。

(奨励金の請求)

第9条 前条第1項の規定により奨励金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、奨励金の交付を請求する場合は、飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に奨励金の交付をしなければならない。

(交付の決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、奨励金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は奨励金の全部若しくは一部の返還を命じるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 奨励金の交付の決定の日から5年以内に奨励金の対象となる住宅を取り壊し、貸与し、又は売却したとき。

(2) 奨励金の交付の決定の日から5年以内に奨励金の対象となる住宅から交付決定者の世帯の構成員全員(交付申請時の構成員に限る。)が引っ越したとき。

2 前項の規定により奨励金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は奨励金の全部若しくは一部の返還を命じる場合において、交付の決定を取り消し、又

は返還を命じる奨励金の額は、交付の決定の日から同項各号に該当することとなった日までの次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1年以内 奨励金の全額
- (2) 1年を超え2年以内 奨励金の100分の80に相当する額
- (3) 2年を超え3年以内 奨励金の100分の60に相当する額
- (4) 3年を超え4年以内 奨励金の100分の40に相当する額
- (5) 4年を超え5年以内 奨励金の100分の20に相当する額

3 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、奨励金の交付の決定を取り消し、奨励金の交付を停止し、又は奨励金の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第7条第2項の条件に違反したとき。

(H29-199一改)

- (3) 暴力団員が奨励金の対象となる住宅に居住していると認められたとき。
- (4) その他この告示の規定に違反したとき。

4 第1項又は前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消し、奨励金の交付を停止し、又は奨励金の返還を命じた場合において、交付決定者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(H29-199繰上)

(報告及び実地調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、奨励金の交付の対象となる住宅及び当該住宅に居住する者について実地に調査し、又は交付申請者若しくは交付決定者に対し、報告及び関係書類の提出を求めることができる。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(外国人登録法の廃止に伴う経過措置)

2 平成24年7月8日までの間におけるこの告示の適用については、第2条第2号中「住民基本台帳に記録されている世帯」とあるのは「住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている世帯」と、様式第2号中「住民票及び市税の課税台帳等」とあるのは「住民票、外国人登録原票及び市税の課税台帳等」と、様式第3号中「住民登録」とあるのは「住民登録又は外国人登録」とする

附 則(平成25年1月30日 告示第16号)

この告示は、平成25年2月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日 告示第93号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年3月23日 告示第71号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年6月30日 告示第199号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年8月1日から施行する。

(奨励金の額に関する経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金交付要綱第4条に規定する交付対象者であった者に係る第6条第1項の奨励金の額については、なお従前の例による。

年 月 日

(宛先)

飯塚市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

印

飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金交付申請書

飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金の交付を受けたいので、飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金交付要綱の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 転入の年月日 年 月 日
2. 建築の完了又は購入の年月日 年 月 日
3. 世帯、住宅等の状況

続柄	氏名	生年月日			共有持分	
交付申請者		大正・昭和・平成	年	月	日	
		大正・昭和・平成	年	月	日	
		大正・昭和・平成	年	月	日	
		大正・昭和・平成	年	月	日	
		大正・昭和・平成	年	月	日	
		大正・昭和・平成	年	月	日	
住宅の所在地		飯塚市				
住宅の面積	個人住宅の場合			m <sup>2</sup>		
	併用住宅 の場合	個人住宅	店舗・事務所	合計		
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
取得方法	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 戸建て住宅 (新築・中古) <input type="checkbox"/> 集合住宅 (新築・中古)					
市内業者による施工・販売 (新築の場合のみ記入)	<input type="checkbox"/> 該当あり (業者名 ; ) <input type="checkbox"/> 該当なし					
住宅取得に要した費用 (土地代、消費税を除く金額)					円	

添付書類

- ① 同意書(様式第2号)
- ② 住宅の新築及び購入に係る契約書の写し
- ③ 新築及び購入をした住宅の建物に関する登記事項
- ④ 新築及び購入をした住宅の位置図及び全体写真
- ⑤ 誓約書(様式第3号)

年 月 日

(宛先)  
飯塚市長

住所  
申請者  
氏名  
印

同 意 書

飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく奨励金の申請における交付決定に際し、要綱第4条の規定による交付対象条件への該当及び第10条の規定による交付の取消等を確認するため、申請者及び世帯員について、住民票及び市税の課税台帳等を閲覧することにより下記の事項を担当職員が確認することに同意します。

記

- 1 奨励金申請時において交付対象者が本市に転入した日の前日から起算して前3年以内に本市に住所を有していなかったこと。
- 2 奨励金申請時において交付対象者及び世帯員に市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税に滞納がないこと。
- 3 本市が警察と締結している暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書の規定に基づく照会
- 4 奨励金交付後5年間、奨励金の交付決定者の世帯の構成員全員（交付申請時の世帯員に限る。）が引っ越していないこと。

## 誓約書

私は、飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金交付要綱(以下「要綱」という。)の規定により、飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金の交付を申請するにあたり、申請書提出の日から5年を超えて、現在の住所地に住民登録を行い生活の本拠地とすることを誓約します。

万一5年以内に奨励金の対象となる住宅から交付決定者の世帯の構成員全員(交付申請時の構成員に限る。)が引っ越し、又は居住する住宅を第三者へ譲渡することがあった場合には、要綱第10条第2項に定める金額を返還します。

また、地元自治会に加入し、地域活動に協力することを誓約します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

印



第 年 月 号  
日

様

飯塚市長

印

飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金については、下記のとおり交付決定しましたので、飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

奨励金交付決定額

円

第 年 月 号  
日

様

飯塚市長

印

飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金  
については、下記の理由により適当でないと認めたので、飯塚市定住促進転入者マイホーム  
取得奨励金要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

理 由

(宛先)

飯 塚 市 長

請求者

住 所

氏 名

印

飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金交付請求書

年 月 日付で交付決定通知のあった標記の奨励金について、飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金交付要綱第9条第1項の規定により請求します。

記

請求金額 (訂正できません)		十 万	万	千	百	十	円

【奨励金払込先金融機関】

この請求に対する支払金額については、次の金融機関口座に振り込んでください。

金融機関名	銀 行 信用金庫 農業協同組合			店名	本店 本所 支店 支所
口座種別	普 通 ・ 当 座 [いずれかに○]				
口座番号					[右詰めでご記入ください]
フリガナ					
口座名義人					

※口座名義人は請求者名と同一の者に限ります。